

企画提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり企画提案を募集する。

令和8年3月2日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 委託業務名

「24時間子供SOSダイヤル」相談業務委託

2 趣旨

本業務は、「24時間子供SOSダイヤル」の電話相談を24時間体制で行うために、電話相談員等を設置し、児童生徒等の不安や悩みを受け止めることを目的とし、業務を行うものである。

3 業務の概要

(1) 委託業務内容

別紙『「24時間子供SOSダイヤル」相談業務委託仕様書』による。

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 提案上限額（消費税相当額を含む）

10,032,000円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記提案上限額を超えてはならない。

4 本企画提案に参加できる者の資格

公告の日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「審査要領」という。）第8条第2項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に記載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目（役務）の大分類が「9その他」、であり、格付区分がA、B又はCであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 振興班 担当：長見
電話：086-226-7611
FAX：086-224-2134
E-mail：jinsei@pref.okayama.lg.jp

6 契約条項を示す場所

上記5の場所とする。

7 企画提案参加手続等

(1) 企画提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月12日（木）（閉庁日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

②配布場所 上記5の場所に同じ
なお、岡山県教育庁人権教育・生徒指導課ホームページからダウンロードできる

(2) 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期限等

①提出期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月12日（木）（閉庁日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

②提出場所 上記5の場所に同じ

③提出方法 持参、電子メールまたは郵送（書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるもの。ただし、郵送による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は期限内の提出がなかったものとみなす。また、郵便事故が起きた場合、県では責任を負わない。）

④提出書類 企画提案参加資格確認申請書（様式第1号）

(3) 企画提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

企画提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この企画提案に参加することができない。

(4) 仕様等に対する質問の受付

①受付期間 令和8年3月2日（月）から令和8年3月10日（火）（閉庁日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

②方法 「仕様書に対する質問・回答書」（様式第2号）により、下記③の宛先に電子メールを送信する方法により提出すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者を確認すること。

③宛先 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課

メールアドレス：jinsei@pref.okayama.lg.jp

④企画提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 企画提案書の提出

本企画提案に参加する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出物

①企画提案書

様式は任意（枚数上限無し）とするが、次の事項を記載すること。

- ・会社の概要及び経営理念について
- ・相談体制、相談対応方法
- ・他自治体との契約実績について

②見積書

代表者印を押印し、宛名は「岡山県知事 伊原木 隆太」とする。

様式は任意とする。なお、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載があれば、押印省略も可とする。

(2) 提出期日 令和8年3月17日（火）午後5時必着（郵送可）

(3) 企画提案書等作成における注意点

- ・提出書類はA4縦型、横書き、左綴じとすること。
- ・提出部数は企画提案書7部、見積書1部とする。
- ・参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとみなす。

9 審査及びヒアリング

(1) 書類審査・ヒアリングの実施

企画提案書を提出した事業者について、審査及び提案に対する質疑や補足説明を受けるため、次のとおりヒアリングを行う。なお、ヒアリングは、ZOOMのオンライン会議サービスを利用して実施する。岡山県がホスト（主催者）として開催するので、対応可能なWeb会議環境を準備すること。

- 1) 日 時 令和8年3月19日（木） 開始時間は別途指示
- 2) 方 法 web会議システム（アクセス方法は別途連絡）
- 3) 所要時間 1 提案あたり、説明時間を20分以内、質疑応答時間を10分以内とする。

(2) 審査及び審査基準

審査は、別紙「「24時間子供SOSダイヤル」相談業務委託 事業者選定基準」に従って行う。なお、見積書の合計金額が提案上限額を超えた場合は、評価の対象外とする。

(3) 留意点

- 1) 参加者の人数は制限しないが、ZOOMのオンライン会議サービスへの接続数は2か所までとする。
- 2) 説明に当たっての補完的な資料の提出は認めない。ただし、プレゼンテーションにおいて、その内容を画面共有するものはこの限りではない。その場合、提案書の内容から大きく逸脱することのないよう注意すること。
- 3) 企画提案参加者は他の参加者の企画提案を傍聴することは認められないものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 企画提案書に虚偽の記載をした場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・ 上記4の参加資格要件を満たしていないと判明した場合

11 選定結果の通知

選定結果は原則ヒアリング実施日から5日以内に通知する。（結果の発表に際しては、提案内容を公表する場合もあるので、予め御了承ください。）なお、選定結果についての異議申し立てはできない。

12 その他

- (1) 契約書作成を要する。
 - (2) 契約保証金は岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。
 - (3) 企画提案書の作成と提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - (4) 参加者から提出された全ての書類は、本企画提案による業務実施候補者選定以外の目的では使用しない。また、提出書類は返却しない。
 - (5) 書類提出後の記載内容の変更は原則として認めない。
 - (6) 提出書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
 - (7) 選定された業者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (6) 本技術提案業務については、令和8年度予算が県議会で可決され、当該予算の執行が可能になった後に契約を締結する。なお、令和8年度予算が県議会で可決されない場合は、契約を締結しない。
- また、令和8年4月1日付けでの契約を想定しているが、国の令和8年度当初予算の成立状況によっては、契約締結時期を調整する場合がある。